

令和7年度高等学校等奨学生 募集要項

〒030-8540

青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁教職員課内

公益財団法人青森県育英奨学会



1 趣旨

本会の奨学金は、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難な生徒に対して貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的としています。

2 申込資格

高等学校等の本科及び専攻科に在学し、次の各号のすべてに該当する場合に申込みができます。

- (1) 青森県人の子弟であること。(保護者が青森県の住民)
- (2) 高等学校又は専修学校(高等課程)に在学中の者であること。
- (3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。
- (4) 学資の支弁が困難であると認められること。

※1 専修学校(高等課程)は本会の資格要件を満たす学校のみが対象です。

※2 高等専門学校(独立行政法人八戸工業高等専門学校等)は、本会の奨学金の貸与対象となりませんので、日本学生支援機構等にご相談してください。

3 奨学金の概要

- ① 採用人員 約700人(予定)
- ② 貸与月額 次のうち、奨学生が必要に応じて希望する金額(無利子)
ア:18,000円 イ:23,000円
ウ:30,000円 エ:35,000円
- ③ 貸与期間 令和7年4月から最短修業年限
- ④ 申込方法 「高等学校奨学金申込書」に所要事項を記入し、裏面「7 提出書類」等を添付して在学する学校へ提出してください。(申込書は県内の各高等学校等に配布しています。)
- ⑤ 提出期限 **令和7年4月25日(金) 必着**
ただし、学校で取りまとめの上、本会へ提出しますので学校の指示に従ってください。

4 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

- (1) 貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に全額返還することになります。
- (2) 利子は**無利子**です。
- (3) 奨学金の返還方法は、「年賦」、「半年賦」、「月賦」等の割賦のいずれかになります。

≪返還の例≫ (貸与期間3年の場合、36ヶ月×3=108ヶ月→9年間で返還)

| 貸与月額 | 貸与総額 | 返還年数 | 月賦の場合 | | 半年賦の場合 | | 年賦の場合 | |
|---------|------------|------|----------------------|------|---------|-----|----------|----|
| | | | 金額 | 回数 | 金額 | 回数 | 金額 | 回数 |
| 18,000円 | 648,000円 | 9年 | 6,000円 | 108回 | 36,000円 | 18回 | 72,000円 | 9回 |
| 23,000円 | 828,000円 | 9年 | 7,666円 (7,738円) | 108回 | 46,000円 | 18回 | 92,000円 | 9回 |
| 30,000円 | 1,080,000円 | 9年 | 10,000円 | 108回 | 60,000円 | 18回 | 120,000円 | 9回 |
| 35,000円 | 1,260,000円 | 9年 | 11,666円 (11,738円) | 108回 | 70,000円 | 18回 | 140,000円 | 9回 |

() は、最終回到返還する金額

5 収入及び成績の基準

(1) 収入のめやす

| | 給与所得の場合(収入金額・税込み) | | 給与外所得の場合(収入金額-必要経費) | |
|------|-------------------|---------|---------------------|---------|
| | 国・公立 | 私立 | 国・公立 | 私立 |
| 3人世帯 | 604万円以下 | 636万円以下 | 225万円以下 | 247万円以下 |
| 4人世帯 | 627万円以下 | 658万円以下 | 241万円以下 | 263万円以下 |

※ 家族構成や家計の状態によって異なります。詳しくは、在学する学校へお尋ねください。

(2) 成績のめやす

- ① 高校における学習成績の評定平均値が3.0以上
 - ② 高校における学習成績が未評定である場合は、中学校最終学年の学習成績の評定平均値が3.0以上
- ※ ただし、家庭状況又は学習意欲によっては3.0未満であっても出願できます。

6 連帯保証人2名

第一連帯保証人：青森県内に住所を有する親権者（父母）又は後見人（未成年者を除く。）

第二連帯保証人：申込者本人・第一連帯保証人と独立の生計を営む者（未成年者を除く。）であって、原則として本人の4親等以内（父母を除く。）の親族で、貸与終了時65歳未満の保証能力のある者

◇第一連帯保証人と第二連帯保証人の住所が同じである場合、原則として同一生計とみなすため、条件を満たす他の方を第二連帯保証人を選んでください。

※ 本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の三者は等しく責任を負います。

7 提出書類

- (1) 高等学校等奨学金申込書
- (2) 確認書・振込口座届（在学用）
- (3) 最近の所得課税証明書等（本人と同一生計のうち収入がある者全員と、連帯保証人2名それぞれの給与収入又はその他の所得、所得控除人員、控除額が明記してあるもの：住所地の市町村役場で発行しています。）

※ 本会及び学校が推薦・選考のために他の書類を求める場合があります。

8 選考 学業・人物・家計の総合判定（書類審査）による選考となります。

※ 選考の結果、採用にならない場合があります。

9 採用決定の通知 採用候補者の内定の可否は、6月上旬に学校長を通して通知する予定です。

10 問い合わせ・書類提出先 在学する学校へお願いします。

高校在学中の通学費等にかかった経費について奨学金の返還を一部返還免除する
高等学校奨学金通学費等返還免除制度があります。（専攻科を除く。）
(奨学金借入額－返還免除額＝奨学金返還額)

購入した全ての通学定期券（IC定期券は明細書）等や契約書のコピーが必要になります。

対象者・対象経費等について詳しくは県庁HP で検索ください。

